

平成15年9月29日

答 申

第1 審議会の結論

「北川河川改修工事 用地買収に係る関係文書一切 北川役員との協議議事録」(以下「公文書」という。)について鳥取県知事(以下「実施機関」という。)が行った部分開示決定処分については、妥当であると判断する。

なお、一部文書の不存在が本件異議申立てで争われているが、職員が作成義務のある文書を作成していなかったことが不存在の原因と推測され、公文書の記録のあり方に問題があったといわざるをえず、今後公文書の記録及び保存について適正な取扱いがなされるように望む。

第2 異議申立てに至る経緯

平成15年2月19日 公文書開示請求

3月20日 公文書部分開示決定通知

5月23日 行政不服審査法第6条の規定による異議申立て

第3 実施機関の部分開示決定理由

特定の個人が識別される情報として条例第9条第2項第2号に該当するため。

第4 異議申立人の主張

鳥取県知事が平成15年3月20日付で行った公文書部分開示決定において、次の文書が開示されていない。これらは公文書が存在するはずであり、開示すべきものであることから、本件部分開示決定処分を取り消すとの決定を求める。

ア 平成8年10月18日の県と北川役員との協議内容の記録文書(以下「文書ア」という。)

イ 平成10年3月2日の用地交渉において、県が、  
、  
に対し  
と同じ単価で平成9年度予算で買収すると提示された記録文書(以下「文書イ」という。)

ウ 平成10年3月30日頃、県が、下流域で多額な補償費を要求され予算不足で契約できない、10年度予算で早急に買収すると約束された記録文書(以下「文書ウ」という。)

エ 用地境界の立会いをしていないにもかかわらず、隣接地を登記され、こちらが今まで5年間再三にわたり督促しても放置されている理由等を記した記録文書(以下「文書エ」という。)

第5 実施機関の反論

異議申立人(以下「申立人」という。)の主張に係る公文書のうち文書アないしウ(以

下「関係文書」という。)については存在しないため、開示することができない。

文書工については該当する二文書のうち、一文書(平成11年3月17日の用地交渉記録)は当初の処分において開示済みであり、もう一文書(平成14年7月10日の用地交渉記録)は新たに開示する(平成15年7月11日付けで開示済み)。

## 第6 本件異議申立て審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年6月25日	諮問書の受理
7月 9日	実施機関から理由説明書提出
7月25日	申立人から意見書提出
9月 8日	審議
9月29日	審議・答申

## 第7 審議会の判断

審議会は、上記審議を経て諮問案件を検討した結果、次のように判断する。

申立人が存在を主張し、開示を求めている公文書のうち、文書工については実施機関において既に開示済みであり、これについて申立人から特段の異議が出されていないため、争いのある文書アないしウの関係文書についてその存否を検討する。

関係文書はいずれも用地交渉に係る文書であると解されるが、用地交渉の経過等については「鳥取県土木部が施行する公共事業に伴う用地事務取扱要領」(平成2年3月28日付発第241号土木部長通知。以下「用地事務取扱要領」という。)第17条に「所長は、用地交渉日誌を備え、用地交渉の経過その他必要と認められる事項を記録しておかなければならない。」と規定されていることから、文書の作成義務があることが認められる。また、用地交渉に係る文書は「鳥取県文書の整理、保管及び保存に関する規程」第4条別表第16号「その他10年をこえて保存の必要があると認められる文書」に該当し、永久保存すべき文書と解されるため、開示請求時において保存義務も認められる。

そこで当審議会において、実施機関に対し関係文書作成の有無及び検索の状況について説明を求めた。事業の後任者として開示作業に携わった鳥取地方県土整備局の職員の説明によれば、当時の関係職員3名に聞き取りを行った結果、文書アについてはその日に協議が行われたことが確認できる証言が誰からも得られず、また文書イ及びウについては交渉を行ったことは事実であるが、交渉日誌を作成したとの明言は得られなかったとのことである。また、関係文書の検索については、請求者との交渉記録のみならず、本件事業に係る他の地権者との交渉記録、地元説明会、契約関係文書、北川改修委員会との協議録等関係する一切の文書を対象に、職員約20名を約10日間動員して、同局各課の書棚、庁内の書庫、庁外6箇所の保管場所等を搜索したが、結果的に見つかって

おらず、これ以上捜索しても発見される見込みはないとのことである。

また、当審議会が同局に対して事務局職員を派遣し、関係文書の存否を確認させた結果、同局河川砂防課の書棚に保存されている9年度及び10年度の用地交渉日誌綴の中に本件事業に係る交渉記録が綴られているが、関係文書は綴られておらず、他の保管場所からも発見できなかった。

以上の調査結果を踏まえると、審議会の職権の範囲内では文書作成の有無について確証を得ることはできないが、関係職員の証言や関係文書が現存しない状況に照らせば文書不作成の可能性が高く、結果として文書不存在と認定せざるをえない。したがって関係文書が存在しないものとして実施機関が行った部分開示の決定は妥当なものと判断せざるをえない。

なお、「実施機関は、           県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるように、この条例を            運用するものとする」(情報公開条例第3条第1項)と規定する条例の趣旨及び用地交渉日誌の作成を義務付けている用地事務取扱要領の趣旨に照らして、本件において用地交渉記録を作成しなかった取扱いは不適正であり、今後、公文書の記録及び保存について適正な取扱いが望まれる。